平成３０年（フ）第７号
長崎県諫早市森山町下井牟田530番地
債務者　井手裕次郎
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　雅大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第８号
長崎県諫早市森山町下井牟田530番地
債務者　井手　智子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　雅大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第３号
宮崎県都城市志比田町9419、住民票上の住所
鹿児島県霧島市国分広瀬３丁目１番36号
債務者　安田　雅近
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４号
宮崎県都城市志比田町9419、住民票上の住所
鹿児島県霧島市国分広瀬３丁目１番36号
債務者　安田　直子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２８９号
札幌市西区八軒９条東１丁目１番13号　八軒ガーデンヒルズＡ－202号
債務者　櫛引　優子（旧姓日光）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５６号
札幌市白石区東札幌３条６丁目１番２－505号
債務者　畑野千香子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８９号
北海道江別市あけぼの町１番地　Ｉ－８－39
債務者　高橋　園美
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３９７号
札幌市南区川沿８条４丁目１番６号
債務者　船田　英法
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４０２号
札幌市白石区南郷通９丁目南３番７－202号
債務者　中村　浩輔
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４１０号
北海道恵庭市文京町２丁目２番20－302号
債務者　保坂　洋一
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４１１号
北海道恵庭市文京町２丁目２番20－302号
債務者　保坂志のぶ
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４３０号
札幌市豊平区平岸６条14丁目２番40－406号
債務者　齊藤　真也
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４３５号
札幌市白石区栄通７丁目７番32－303号
債務者　河端　重希
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３７号
釧路市新富士町４丁目３番46号　ライラックハイツ２－３
債務者　及川　　卓
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第４６号
釧路市緑ケ岡２丁目４番４号
債務者　高橋　忠芳
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第４８号
釧路市芦野５丁目27番１号　Ｎ．Ｎ－Ａ100号室
債務者　高杉　周一
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
釧路地方裁判所